

国土交通省の政策評価
(令和6年度予算概算要求等関係)

令和5年8月

国土交通省

令和6年度予算概算要求等に係る評価について

1. 個別公共事業評価

令和6年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別で予算措置を公表する事業等について評価を実施。

新規事業採択時評価 13 件
再評価 5 件

2. 個別研究開発課題評価

令和6年度の予算概算要求に係る個別研究開発課題について評価を実施。

事前評価 9 件

3. 租税特別措置等に係る政策評価

令和6年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価 8 件
事後評価 23 件

1 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないこととしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部変更）及び令和5年度国土交通省事後評価実施計画（令和5年3月30日策定）に基づき、令和6年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所ですべての事業等について、表1のとおり新規事業採択時評価13件、表2のとおり再評価5件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

事業評価カルテ検索

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

(<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

表1

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	糠平ダム再生事業(北海道)
2	太田川総合開発事業(広島県)

○空港整備事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
3	中部国際空港滑走路増設事業(愛知県)

○官庁営繕事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
4	札幌第4地方合同庁舎(Ⅱ期)(北海道)
5	川崎港湾合同庁舎(神奈川県)
6	隠岐海上保安署(島根県)
7	西福岡税務署(福岡県)

○船舶建造事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
8	ヘリコプター2機搭載型巡視船(PLH型)1隻建造(一)
9	ヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)1隻建造(一)
10	1,000トン型巡視船(PL型:ヘリ甲板付)4隻建造(一)
11	1,000トン型巡視船(PL型)1隻建造(一)
12	大型測量船(HL型)1隻建造(一)

○海上保安官署施設整備事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
13	羽田航空基地等の基地移転(東京都)

表2

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	雨竜川ダム再生事業(北海道)
2	鳥海ダム建設事業(秋田県)
3	矢作ダム再生事業(岐阜県・愛知県)
4	足羽川ダム建設事業(福井県)
5	思川開発事業(栃木県)

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

また評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和4年3月一部変更)に基づき、令和6年度予算概算要求に係る事前評価を表3のとおり9件実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

表 3

1	建築・都市の持続可能性向上のためのモニタリングデータ活用技術の開発
2	上下水道管路の効率的な改築・点検調査に関する研究
3	土石流・土砂流の2次元河床変動計算による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究
4	空家の適切な管理と有効活用の促進に資する構造性能評価技術の開発
5	建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究
6	民間賃貸住宅ストックの活用を考慮した公営住宅供給目標量の設定手法に関する研究
7	新技術を活用した都市の緑の効率的な計測手法及び評価手法に関する研究
8	港湾施設の重要性を勘案したリスク概念の港湾技術基準への導入に関する研究
9	GNSS と異種センサを統合した新しい測地観測技術の開発

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として 3～5 年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成 31 年 3 月策定、令和 4 年 3 月一部変更）及び令和 5 年度国土交通省事後評価実施計画（令和 5 年 3 月 30 日策定）に基づき、令和 6 年度税制改正要望にあたって、表 4 のとおり 8 件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、23 件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

表 4

○事前評価（国土交通省主管分）

1	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置	総合政策局
2	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	国土政策局
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	都市局
4	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設	都市局
5	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	道路局
6	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	鉄道局
7	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	鉄道局
8	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	航空局

○事後評価

1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	国土政策局
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	不動産・建設経済局
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	不動産・建設経済局
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	不動産・建設経済局
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	不動産・建設経済局
6	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	都市局
7	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	都市局
8	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	都市局
9	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	都市局

10	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	道路局
11	老朽化マンションの建替え等（マンション建替事業・マンション敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置	住宅局
12	老朽化マンションの建替え等（マンション建替事業・マンション敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置	住宅局
13	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	住宅局
14	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	住宅局
15	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	住宅局
16	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	鉄道局
17	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	航空局
18	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	航空局
19	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	航空局
20	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	航空局
21	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置	航空局
22	中部国際空港整備準備金	航空局
23	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	北海道局